

平成 30 年 6 月 20 日
住友ナコ フォークリフト販売株式会社
住友ナコ フォークリフト株式会社

国の認証を受けていない整備工場における大型特殊自動車の分解整備作業等について

この度、住友ナコ フォークリフト販売株式会社（以下「住友ナコ フォークリフト販売」といいます。）の国内営業所及びグループ会社の一部拠点において、道路運送車両法に基づいた分解整備作業の整備工場として国の認証を受けていないにも関わらず、大型特殊自動車(車検ナンバープレート付き)に該当するフォークリフトについて不適切な分解整備作業を行った事実等が判明しましたので、国土交通省に報告致しました。

ご使用者のお客様はじめ関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

発見の経緯、発生原因、今後の対応及び再発防止につきまして、次のとおりお知らせ申し上げます。

1. 発見の経緯、対象車両及び不適切な分解整備の内容

国土交通省自動車局整備課より、平成 30 年 4 月 24 日付け国自整第 38 号「分解整備作業の適切な実施について」にて、道路運送車両法に基づいた認証工場(国の認証を受けた整備事業者)での分解整備作業の周知・徹底要請があり、住友ナコ フォークリフト販売等の各整備拠点に対して、大型特殊自動車の分解整備作業の実施状況の詳細調査（調査対象期間 2016 年 5 月 1 日～2018 年 4 月 30 日）を行いました結果、下記の事実が判明しました。

また、本件調査中に認証を受けた整備工場において、工場外の現場での分解作業や分解整備記録簿不備の事実が判明しましたので、合わせて国土交通省に報告し、指導を受けましたことをお知らせ致します。

国の認証を受けていない分解整備工場において分解整備作業を行った店所数と不適切な分解整備の対象となった車両台数は次のとおりでした。

- ・拠点数と台数：全 45 拠点中、23 拠点で、103 台でした。

（リコール改修作業実施 11 台を含む）

なお、現時点で不適切な分解整備が行われた車両 103 台において、同分解整備に起因する不具合の発生は確認されておりません。

2. 発生原因

フォークリフト等のうち大型特殊自動車(車検ナンバープレート付き)については、道路運送車両法第 49 条で規定されている分解整備作業を行うにあたり、同法第 78 条に基づく自動

車分解整備事業の認証を受けた整備工場で行う必要がありますが、この点に関する同法の知識とその教育、法令内容の周知徹底、法令遵守指導、及び業務管理が不十分でした。

3. 今後の対応

不適切な分解整備の対象となった車両については、速やかにお客様にご案内の上、分解整備の認証工場にて、安全の確認のための点検整備を実施させて頂きたくお願い申し上げます。

4. 再発防止

本件を国土交通省自動車局整備課に報告し、同整備課の指導及び当該店所を管轄する各運輸支局の指導の下、是正改善を図って参ります。これら指導内容に加え、適正な業務基準を設け、且つ的確な道路運送車両法及び関連法令についての教育・法令遵守指導・業務監査を行うと共に徹底した再発防止に努めて参ります。

お客様はじめ関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をお掛けしましたことを重ねて深くお詫び申し上げます。

<お客様窓口>

住友ナコフォークリフト販売株式会社 カスタマーサポート部 担当：小久保

電話番号：03-5763-4957

<広報窓口>

住友ナコフォークリフト株式会社 人事総務部 担当：宮崎

電話番号：0562-48-5251